

令和 8 年度 福生市監査計画

令和 8 年 2 月 20 日
監 査 委 員 決 定

1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき設置された独立の執行機関として、常に公正不偏の態度を保持し、市及び関係機関が行う予算の収入や支出、契約、財産管理等について計画的に監査等を行い、市の行財政運営の健全性と透明性を高め、住民の信頼の確保に寄与する。

2 基本方針

福生市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決定）に基づき、各事務の執行が法令等によって適正に行われているかという合规性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から監査を実施する。また、改善に向けた指摘等を行うとともに、監査等の結果に基づく改善状況を把握し、監査等の実効性を高める。

3 監査等の実施概要

（1）定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

市の予算執行等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、期日を定めて監査する。

（2）財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金や負担金など、財政的援助を行っている団体等について、その補助金等や出資金が適正に執行され、事務が適正に行われているかどうかについて、また、公の施設の指定管理者について、その目的、趣旨が達成されているか、事業に対する指導監督が適正にされているか等を監査する。

（3）工事監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

工事の設計及び施工等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査する。

（4）例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

市の会計責任者である会計管理者が行う現金出納事務が適正に行われているかどうかについて、毎月 1 回期日を定めて検査する。

（5）決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計、特別会計及び下水道事業会計の決算書及び証書類等について、予算執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

（6）基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況について、設置目的に沿って適切に運用されているかどうかについて審査する。

（7）健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類等について適正であるかどうかを審査する。

4 令和 8 年度における監査等の実施予定は別表のとおりとする。

5 監査等の実施体制

監査委員 2 名及び監査委員事務局職員 3 名により監査等を行う。

令和8年度 監査等実施予定

例月出納検査 (行事等の都合により変更する場合もある。)

期	8年/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9年/ 1月	2月	3月
日	24日 (金)	22日 (金)	29日 (月)	31日 (金)	18日 (火)	28日 (月)	26日 (月)	27日 (金)	24日 (木)	29日 (金)	25日 (木)	29日 (月)

定期監査・財政援助団体等監査等

監査種別	対 象 課・団 体 等	期 日
定期監査	○総合窓口課 ○こども家庭センター課	令和8年11月6日(金)
定期監査 財政援助 団体等監査	○生涯学習推進課 ○扶桑会館指定管理委託料(福生市商工会)	令和8年11月11日(水)
工事監査	○福生野球場管理棟改築工事(建築)	令和8年11月16日(月)
定期監査	○まちづくり計画課 ○選挙管理委員会事務局	令和9年1月13日(水)
定期監査	○子ども政策課 ○第二小学校	令和9年1月19日(火)
定期監査	○子ども育成課 ○公民館	令和9年1月21日(木)

決 算 審 査	令和8年7月16日(木)から7月31日(金)まで(7日間)
財政健全化審査	令和8年7月28日(火) (講評は7月31日(金))

- ※ 定期監査では財政援助団体等監査で扱う補助金等も調査
 子ども政策課・・・こども食堂運営費補助金外
 子ども育成課・・・保育所運営委託料外
 こども家庭センター課・・・母子寡婦福祉会補助金
 生涯学習推進課・・・社会教育関係団体補助金